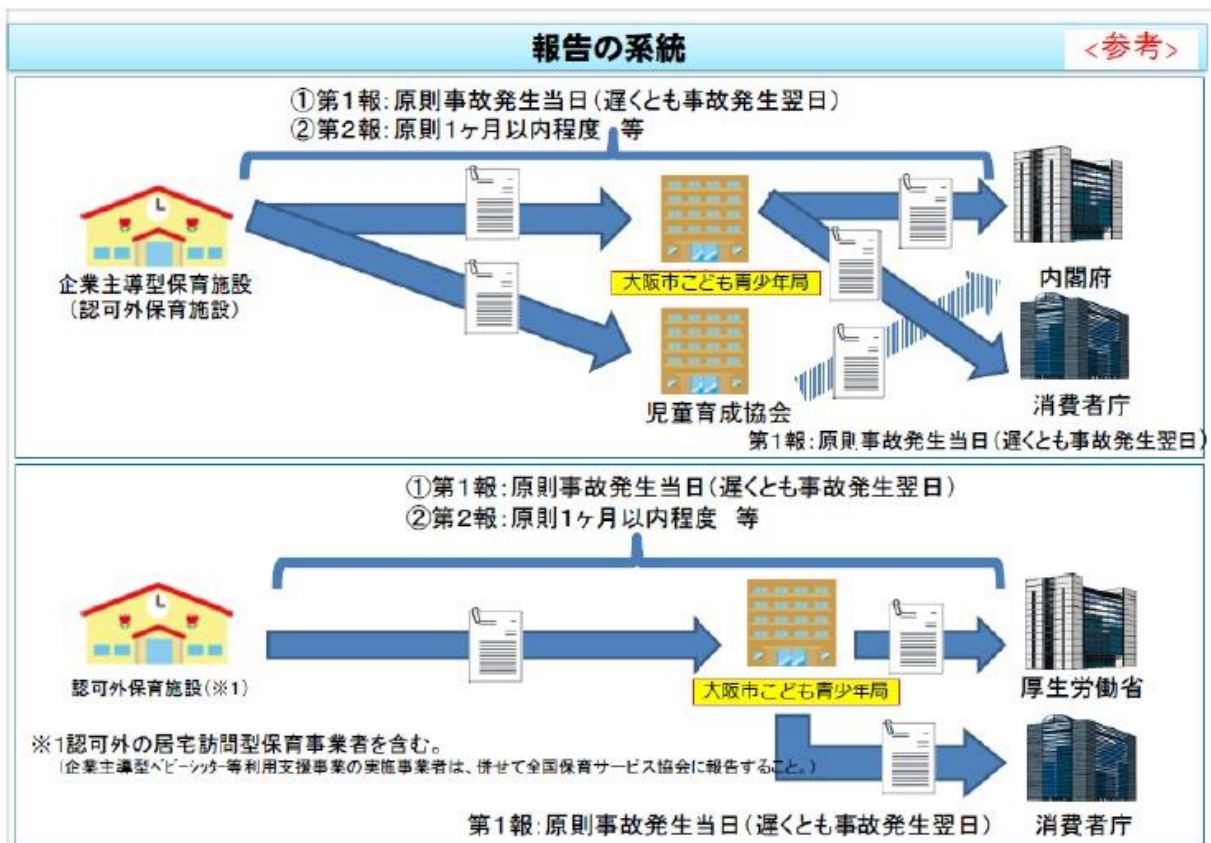


事故報告の対象となる重大事故の範囲等について

○事故報告の対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)
- ・ 置き去り(すり抜けや飛び出しなど、児童の姿を見失う事案を含む)※

○報告ルート



※「置き去り等」の事案についての報告ルートは、各施設→大阪市子ども青少年局→大阪府 となります。